

(イ) 日常生活用具の給付

■日常生活用具の給付とは

心身に重度の障がいがある方等に対し、在宅で円滑な日常生活を送るために、必要な用具（日常生活用具）の給付をします。

なお、補装具とは異なり修理に対しての助成はありません。

■対象者

身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳をお持ちの方、国が指定する難病の方で、重度障がいの方等が対象となります。ただし、各手帳に記載されている障がい部位や等級によって対象となる日常生活用具が異なります。また、介護保険制度を利用している場合については介護保険制度を優先に利用していただく事があります。

注意：労働者災害補償保険法が適用されている方は、次の労働基準監督署に、ご相談ください。

- ・労災保険からの支給の場合は、自己負担がありません。
- ・労働災害の場合・・・札幌東労働基準監督署
札幌市厚別区厚別中央 2-1-2-5 (Tel 011-894-1120)

■申請方法

日常生活用具の見積書とパンフレット（写しも可）などをご用意いただき、障がい福祉課に申請してください。ただし、所定の手続きを経ないで購入した日常生活用具は交付の対象となりませんのでご注意願います。

■申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳（または療育手帳、精神保健福祉手帳）
- ・特定疾患受給者証又は診断書（国で指定した難病の方）
- ・見積書
- ・パンフレット（見積書でその用具が確認できる場合は不要です。）
- ・給付意見書（手帳などで障がいの内容が確認できる場合は不要です。）

■費用

費用負担については原則 1 割となります。ただし、本人及び配偶者の市民税の課税状況により、負担額の上限額が決められています。児童の場合は世帯の課税状況により上限額が決められています。

自己負担額表

世帯区分	市民税課税世帯	市民税非課税世帯	生活保護
負担上限額	37,200円	0円	
市民税額	・本人及び配偶者のいずれかが課税 ※児童の場合は、保護者が課税となっている	・本人及び配偶者が非課税 ※児童の場合は、世帯員全員が非課税	生活保護受給証明

※基準額の1割負担が原則となりますが、世帯階層区分により上限額が定められています。

■日常生活用具の一覧

重度障がいのある人などが日常生活を行うために必要な用具を給付します。

〈給付種目〉 の種目は、介護保険優先となります。

	種目	対象者	性能	耐用年数	給付基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障がい2級以上又は常時介護を要する難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯。 頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有する	8年	154,000円
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障がい1級又は寝たきりの状態にある難病患者等(常時介護を要する者に限る。)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有する	5年	19,600円
		療育手帳A判定及び下肢又は体幹機能障害2級以上(原則として3歳以上)	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの		
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障がい1級の障がい児(者)又は自力で排尿できない常時介護を要する難病患者等(原則として学齢児以上)	尿が自動的に吸引され、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上(原則として3歳以上)	障がい児(者)を担架に乗せたまま、リフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障がい2級以上又は寝たきりの難病患者等(原則として3歳以上)	介助者が障がい児(者)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円

	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障がい2級以上又は下肢若しくは体幹機能障がいのある難病患者等 (原則として3歳以上)	介護者が重度身体障がい児(者)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上 (原則として3歳以上)	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100円
	床ずれ(褥瘡)予防用具	下肢又は体幹機能障がい	パッドやクッション ※特殊マットや体位変換器と区分。	5年	—
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障がい又は入浴に介助が必要な難病患者等 (原則として3歳以上)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児(者)又は介助者が容易に使用し得るもの。(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く)	8年	90,000円
	便器	下肢若しくは体幹機能障がい2級以上又は常時介護が必要な難病患者等 (原則として学齢児以上)	手すりをつけることができる。 (取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く)	8年	9,850円

T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい	T字状又は棒状のもの	3年	木材 2,200円 軽金属 3,000円 夜光材付 410円全面 夜光材 1,200円、 外装に白又は黄色のラッカー塗装 260円
移動・移乗支援用具 (手すり・スロープ等)	平衡機能、下肢又は体幹機能障がい (原則として3歳以上)	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	60,000円

<p>頭部保護 帽</p>	<p>平衡機能、下肢又は体幹機能障がい 療育手帳・精神保健福祉手帳 (てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの) 頻繁に転倒し頭部を強打するおそれがあると考えられるもの。</p>	<p>転倒の衝撃から頭部保護できるもの</p>	<p>3 年</p>	<p>スポンジ・革が主材料のもの 15,656 円 スポンジ・革・プラスチックを主材料とするもの 37,852 円 (レディーメイドの場合は、上記価格のそれぞれ80%の範囲内)</p>
<p>特殊便器</p>	<p>自ら排便後の処理が困難な療育手帳 A 判定、上肢機能障がい 2 級以上又は上肢機能に障がいのある難病患者等 (原則として学齢児以上)</p>	<p>足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。(取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)</p>	<p>8 年</p>	<p>151,200 円</p>
<p>火災警報器</p>	<p>療育手帳 A 及び身障手帳 2 級以上 (火災発生の感知又は避難が著しく困難で、当該者の世帯が障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>	<p>8 年</p>	<p>15,500 円</p>

自動消火器	療育手帳 A 及び身障手帳 2 級以上又は難病患者等 (火災発生の感知又は避難が著しく困難で、当該者の世帯が障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8 年	28,700 円
電磁調理器	療育手帳 A 視覚障がい 2 級以上	知的障がい者が容易に使用し得るもの	6 年	41,000 円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい 2 級以上 (原則として学齢児以上)	視覚障害児(者)が容易に使用し得るもの	10 年	7,000 円
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障がい 2 級 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10 年	87,400 円
保護ブーツ(下肢保温保護用具)	下肢又は体幹機能障がい (下肢装具・車いすを常用しているもの)	足部の保護及び保温をする性能を有し、容易に着脱することができるもの	1.5 年	23,000 円
物品識別装置(音声 IC タグレコーダー)	視覚障がい 2 級以上 (18 歳以上の者で、視覚障がい 2 級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する、若しくは自立生活に向けた訓練等のため使用する必要があると認められるもの)	記録媒体に読み取り機をかざすことであらかじめ録音していた音声を取り出すことができるものであり、容易に使用できるもの。	5 年	39,900 円

	物品識別装置（タッチ式ボイスレコーダー）	視覚障がい2級以上 （原則として学齢児以上）	あらかじめ情報を登録したシールを読み取り、対応する録音済みの音声を再生する機能を有するもので、視覚障がい者（児）が容易に使用できるもの。	5年	26,800円
在宅療養支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの （原則として3歳以上）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい3級以上若しくは同程度の障がい児（者） 又は呼吸器機能に障がいのある難病患者等	障がい児（者）又はその介護者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上若しくは同程度の障がい児（者） 又は呼吸器機能に障がいのある難病患者等	障がい児（者）又はその介護者等が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障がい児（者）	障がい児（者）が容易に使用し得るもの	10年	17,000円
	盲人用音声式体温計	視覚障がい2級以上 （原則として学齢児以上で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害児（者）が容易に使用し得るもの	5年	9,000円

盲人用体重計	視覚障がい2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で現に所有していない場合に限る。）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円
パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）	呼吸器機能障がい若しくは心臓機能障がい（医療保険における在宅酸素療法を行うもの若しくは人工呼吸器を装着するもの） 上記と同程度の身体障がい者であって、主治医の意見書により必要と認められるもの 又は人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	障がい者（児）が容易に使用し得るもので、付属品としてバッテリーを含む	5年	157,500円
	【測定センサー】 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）の使用において測定センサーが必要であると主治医の意見書により確認できる者	粘着式測定センサー	—	6,930円 （月額）
		ソフトセンサー	0.5年	68,250円
盲人用血圧計	視覚障がい2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	15,000円

	緊急時電源供給装置	透析液加温器、パルスオキシメーター、ネブライザー若しくは電気式たん吸引器の給付を受ける者又は前述用具の給付を受けた者	緊急時、透析液加温器、パルスオキシメーター、ネブライザー又は電気式たん吸引器に電気を供給できるもの	5年	50,000円
	透析液加温器・ネブライザー・電気式たん吸引器の消耗品	透析液加温器、ネブライザー若しくは電気式たん吸引器の給付を受ける者又は前述用具の給付を受けた者	透析液加温器、ネブライザー若しくは電気式たん吸引器の使用に付属した消耗品（カテーテル、チューブ、ホース）	—	2,500円 （月額）
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害者肢体不自由児(者)であつて、発声・発語に著しい障害を有するもの （原則として学齢児以上のもの）	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児(者)が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
	情報・通信支援用具	上肢障がい2級以上 言語、上肢複合障がい2級以上 （文字を書くことが困難な者に限る。） 視覚障がい2級以上 （原則として学齢児以上）	パーソナルコンピュータ・視覚障害者用ワープロソフト（入力文字を音声化）・画面拡大ソフト（強度の弱視者に画面を拡大）・画面音声化ソフト（画面の文字を音声化）・インテリキー（障害にあわせることができる大型キーボード）・ジョイスティック（マウスが使えない方のための操作棒）等	6年	118,500円

点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)の身体障がい者であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
点字器	視覚障がい2級以上 (原則、3歳以上)	標準型 ①32マス18行両面書真鍮版製 ②32マス18行両面プラスチック製 ※いずれも点筆を含む。	7年	①の場合は 10,712円 ②の場合は 6,798円
		携帯用 ①32マス4行片面書アルミニウム製 ②32マス12行片面プラスチック製 ※いずれも点筆を含む。	5年	①の場合は 7,416円 ②の場合は 1,699円
点字タイプライター	視覚障がい2級以上 (原則、就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの)	視覚障がい児(者)が容易に操作できるもの	5年	63,100円

視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生)	視覚障がい2級以上 (原則、学齢児以上)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい児(者)が容易に使用し得るもの	6年	85,000円
		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい児(者)が容易に使用し得るもの		35,000円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上 (原則として学齢児以上)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	6年	99,800円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障がい (本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上のもの)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
視覚障害者用ラジオ	視覚障がい2級以上 (原則として学齢児以上)	テレビ音声の受信が可能なもの	6年	29,000円

盲人用時計	視覚障がい2級以上 (音声時計は手指の触覚に障がいがある等のため、触読式時計の使用が困難な者を原則とする)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	音声式のもの は、13,300円 触読式のもの は、10,300円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい者 発声・発語に著しい障がいを有する者(緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい児(者)が容易に使用できるもの	5年	71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい者 (本装置によりテレビの視聴が可能になるもの)	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい児(者)が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
人工喉頭	喉頭を摘出したもの	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年	5,150円
		顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	72,203円
点字図書	視覚障がい (情報の入手を点字によってしているもの)	点字により作成された図書	—	市長が必要と認められた額

	音声拡張器・助聴器	聴覚障がい (原則として学齢児以上のもの)		6年	38,200円
排泄管理支援用具	蓄尿袋 (付属の衛生用品を含む。)	ストーマ(人工膀胱)造設児(者)	低刺激性の粘着材を使用した密封型の収納袋で、尿処理用のキャップを有し、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	—	11,639円 (月額)
	蓄便袋 (付属の衛生用品を含む。)	ストーマ(人工肛門)造設児(者)	低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	—	8,858円(月額)

紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿	治療によって軽快する見込みのないストマ周辺の著しいびらん、ストマの変形等のため、ストマ用装具を装着することができないもの並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのあるもの並びに脳性まひ等の脳原性運動機能障がいにより排尿若しくは排便の意思表示が困難なもので、3歳以上のもの	障がい児(者)又は介護者が容易に使用し得るもの	—	8,858 円(月額)
収尿器	脊髄損傷等により、排尿のコントロールが十分にできない高度の排尿機能障がい児(者)で、原則として3歳以上のもの	男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を備えたもので、ラテックス製又はゴム製のもの	1年	普通型 7,931 円 簡易型 5,871 円
		女性用 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの(普通型)又はポリエチレン製の採尿袋(導尿ゴム管付、20枚を1組とする。)		普通型 8,755 円 簡易型 6,077 円

住宅改修	居宅生活動作補助用具(住宅改修)	<p>下肢、体幹機能障がい3級以上</p> <p>移動機能障がい3級以上</p> <p>(特殊便器への取り替えをする場合は上肢障がい2級以上の者)</p>	<p>障がい児(者)の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う次に掲げるもの</p> <p>(1) 手すりの取り付け</p> <p>(2) 段差の解消</p> <p>(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p> <p>(4) 引き戸等への扉の取替え</p> <p>(5) 洋式便器等への便器の取替え</p> <p>(6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p> <p>なお、給付は原則として1回とする。</p>	—	200,000円
------	------------------	---	---	---	----------



